

# 酒匂川

令和6年12月発行  
神奈川県立大井高等学校PTA

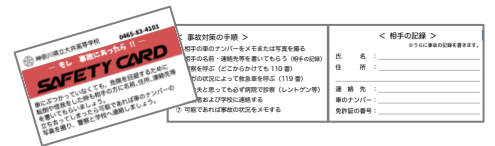
～大井高校PTAだより～

## 1・2学期のPTA活動のご報告と3学期の活動予定のご連絡

### 広報酒匂川新年度特別号～職員紹介～ & セーフティーカードの発行

昨年度よりPTAで検討していたものが無事6月中旬に配付されました。

- ①広報酒匂川新年度特別号は、先生方の紹介をしています。数年ぶりの発行なので苦勞もありましたが、生徒や先生方にも好評だったと聞き、総務・広報委員はやりがいもあり、嬉しく思いました。
- ②セーフティーカードは三つ折になっていて、自転車の整備箇所や自転車のルール、万が一事故にあってしまった時に慌てず対処できる方法など記載されています。お財布等に入れて携帯してもらえたらと思います。  
\*尚、ながらスマホに対する罰則が強化されました。高校生も対象です！詳しくは裏面に記載していますので、ご覧ください。



### 自転車点検

6/3(月)自転車屋さん立ち合いのもと、PTA役員&サポーター6名で、57台の自転車点検を行いました。

全体的にとっても良い結果でしたが、タイヤの空気不足がかなり目立ちました。月に一度は空気の確認をお願いします。防犯の観点では、防犯登録率93%と高かったですが、15台ほど学校指定のステッカーが貼っていない自転車もありましたので、今一度ご家庭でもご確認ください。



### 緑化・美化活動

6/15(土)9:30～晴天の中、大井町から寄付されたマリーゴールドとサルビアを正門前のプランターに植えました。生徒さんの参加もあり、先生方とおしゃべりしながら楽しく活動できました。



9/7(土)は学校祭に向けて、中庭やピロティの清掃を校長先生はじめ、先生方とサポーター含む6名で行いました。



11/23(土)サポーターや生徒さんも交え、総勢15名で活動しました。今回も大井町から寄付されたパンジーとノースポールをプランターに植えました。卒業式には綺麗に咲き誇っていると思います。



### 学校祭

9/28(土)一般公開日にPTA役員とサポーターさんの12名で冷凍たいやきを販売しました。今年は食べきりサイズでお手頃な価格でしたので、890個全て13時半には完売しました。

また、生徒さん対象に校内を巡っての販売もしました。

PTA役員だけでは人員不足なので、サポーターさん達のご協力のおかげでここまで出来たと思います。

来年は大井高校として最後の学校祭になります。生徒や保護者の皆様にも思い出に残るような学校祭にしたいと思いますので、皆様のお力をお貸しいただけたら幸いです。



## そのほかの活動

- 10/ 5(土) 県西地区大会に参加しました。登山家・フォトグラファーの小松由佳さんの講話を拝聴し、小田原城北工業高校の研究協議の講評を込山校長がされました。
- 11/14(木) 県西地区交通安全大会に総務・広報委員会が出席しました。大井高校では2年生の生徒が発表をし、その後、総務・広報委員長がセーフティーカードの発行および自転車点検の報告をしました。



## 今後の活動予定

### 【校内美化・緑化活動】

卒業式&入学式に向けて学校をキレイにします。

2月22日(土) 9:30~ 1時間程度 (学年・成人教育委員会) ※どなたでも参加できます。

### 【運営委員会】

1月18日(土) & 3月8日(土) ~来年度のPTA活動について検討します~

### 【指名委員会】

1月18日(土) ~来年度のPTA本部役員&各委員会役員の選出の検討をします~

※PTA活動を運営する「担い手さん」が足りません！

また現1年生が新校の3年生となり、最初の卒業生になります。

お子様の成長を近くで見ることが出来ます。ぜひ多く方のご協力をお願いします。



全てのPTA活動の際には、活動費(交通費)の支給があります。

また車でのご来校も可能です。

皆様のご参加、ご協力お待ちしております。

学校指定のマチコミにてサポーター依頼もありますので、是非マチコミのご登録をお願いします。

詳しいアドレスやパスワードは担任の先生にご確認ください。

## 編集後記

保護者の皆様もご存じかと思いますが、自転車による交通事故が近年増加傾向にあり、11月1日に道路交通法が一部改定され、『ながらスマホ』が罰則強化されました。

当然ながら生徒も、この行為をしたら罰せられます。それ以外にも、自転車を運転する上で守らなければならない、自転車安全利用五則というのがあります。

こちらは生徒に配付したセーフティーカードにも記載されていますが、参考までに右側に記載します。

また神奈川県では、自転車損害賠償保険等への加入の義務化、危険な「ながら運転」(スマホの使用・イヤホン等の使用・傘差し運転)は禁止されています。

自転車は車と同じであるということ、加害者や被害者にもなります。

自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールをご家庭でも確認してみてくださいはどうか？

### 自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則

- ◆通話すること (ハンズフリー装置を併用する場合等を除く)
  - ◆表示された画面を注視すること
- ※どちらも自転車が停止しているときを除く

違反した場合	危険を生じさせた場合
6ヶ月以下の懲役 または 10万円以下の罰金	1年以下の懲役 または 30万円以下の罰金

### 自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

令和4年 11月1日  
中央交通安全対策会  
議交通対策本部決定

### 自転車 ルールブック

